

## 安全運転の義務について

道路交通法第 70 条(安全運転の義務)については、具体的にどういうことを規定しているのか分かりにくい面もあるので、「注解 道路交通法 [第 5 版]」(立花書房)及び「鹿島興産だより」No.200 (㈱兵庫ジャーナル社発行) 令和 4 年 4 月 1 日号外から内容を引用させていただき紹介する。

### ■ 道路交通法第 70 条 (安全運転の義務)

車両等の運転者は、当該車両のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。(罰則 第 119 条第 1 項第 9 号、同条第 2 項)

### ■ 注解 道路交通法 [第 5 版]

本条は、車両等の運転者のいわゆる安全運転義務について定めたものである。

すなわち、道路交通において他に危害を及ぼすような行為で典型的かつ類型的なものは、この法律の他の条文でそれぞれ禁止又は制限されており、しかも本条は、それらの規定の適用を排除するものではないから、例えば、定められた最高速度に違反するような速度で運転し、他人に危害を及ぼすおそれがあるようなときは、第 22 条の規定によって処罰されることとなる。しかし、道路交通の形態は、道路、交通又は車両の状況によってはなほだしく差異があるものであり、類型的な行為を禁止制限するだけでは、危険を予防する上で不十分である。そこで、本条においては、他の各条に定める類型的な行為以外で具体的な危険のある行為をとらえ、これを禁止することとしている。

1. 「車両等」とは、自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス及び路面電車である。
2. 「ハンドル、ブレーキその他の装置」とは、ハンドル、ブレーキのほかに、アクセル、チェンジレバー、方向指示器、前照灯その他の灯火等のことをいう。
3. 「確実に操作し」とは、正常な運転をするについて通常必要とされる操作方法をいうものであり、必ずしもそれ以上の特別な確実性を要求しているわけではない。
4. (1)「道路、交通及び当該車両等の状況に応じ」とは、道路交通の状況は、例えば、道路の幅員の広狭、歩車道の区別の有無、交通量の多寡等、道路、交通及び車両等によってそれぞれ異なるから、車両等の運転者はそれぞれの状況に応じ、具体的に安全運転を行わなければならないという意味である。  
(2)本条の規定による安全運転義務は、このように道路、交通又は車両等の状況に応じそれぞれ具体的に異なるとともに、他の車両等又は歩行者との関連においても異なってくる。すなわち、他の車両等又は歩行者との関係においては、いわゆる優先通行権が認められている場合には、本条の安全運転義務は、相手方のそれよりも軽くなっていると解すべきであろう。
5. 「他人」には、道路を通行している他の歩行者、車両等の運転者や乗客はもちろん、沿道の土地・建物等の所有者・占有者も含まれる。
6. 「危害を及ぼさないような速度と方法」とは、個々具体的な場合について判断するよりほかないが、例えば、貨物自動車が大きなる石ころを沿道の民家に跳ね飛ばしながら走ったり、タクシーが交通頻繁な道路でいわゆるジグザグ運転をしたり、あるいは路面が滑りやすい道路で必要な徐行を怠ったりすることは、「他人に危害を及ぼすような速度と方法」で運転することとなるであろう。

7. 本条の規定に違反した運転者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられ、過失によりこの罪を犯した者は、10万円以下の罰金に処せられる。

## ■ 鹿島興産だより No.200

悲惨な交通事故の原因といえば、毎年同じで、運転者の法令違反でいうところの**安全運転義務違反が半数以上を占めている** SDA注。単純にこの安全運転義務違反さえなくなれば交通事故は半減以下まで減少可能となる。具体的に安全運転義務違反とはどういうことかを説明していきたい。

### 1. 操作不適

ブレーキの踏み間違いやハンドル操作の過ち、片手運転などがこれに該当する。

### 2. 前方不注意

#### (1) 漫然運転

前方を見て運転しているにも関わらず、考え事をして状況を把握できず、他の車や歩行者の動きや信号機を見落とした。

#### (2) 脇見運転

車外の景色に気を取られたり、車内で探し物をしたりなどで前方不注意となった場合や、運転中のスマートフォンやカーナビの操作などがこれに該当する。

### 3. 動静不注視

漫然運転とは異なり、他の車や歩行者の存在を認識しているにも関わらず、危険がないと勝手に判断し、その後の動静に注意を払わなかった。

### 4. 安全不確認

一般に前方後方不確認や左右不確認と呼ばれるもので、一点に気を取られ、他のところを見落とした。

### 5. 安全速度違反

一般的な最高速度違反と異なり、制限速度内で走行しているものの、交差点や横断歩道など見通しの悪いところでの徐行や減速を怠った。

### 6. 予測不適

対向車が避けてくれると思った、それほどスピードは出ていないと思った、十分に車間を取ったつもりだったなど、運転間隔の誤りや相手の運転速度、距離に対する判断の誤り。

などが具体的な内容となる。

いずれも人間の能力や感覚に起因するものなので、日頃から良い習慣を身に付けることが重要となる。誰にでもありそうなこの安全運転義務違反を違反として自覚することが安全運転であると言える。

**SDA注**)：全国の平成29年～令和元年の**安全運転義務違反による事故**（ドライバーが第一当事者になった事故）発生状況の3年間の平均値によると、**安全運転義務違反が75%**（操作不適7%、漫然運転9%、脇見運転15%、動静不注視11%、安全不確認31%、安全速度ほか2%）、**その他の違反25%**であった。

以上